


<http://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索



発行所

農林水産省 名古屋植物防疫所

〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12

名古屋港湾合同庁舎内 TEL 052-651-0112

ISSN 2186-1625 無断転載禁止

## 輸入植物検疫制度の見直しについて (第4次改正) —第3編—

国際ルールとの調和を図りつつ、病害虫のリスクに応じた輸入植物検疫制度を構築するため、平成23年以降、順次、輸入検疫の対象病害虫を明確化するとともに、適切な検疫措置を設定するなどの見直しが行われています。

平成28年5月24日付けで4回目の関係規則の改正等が行われ、①輸入禁止の対象とする植物及び地域の見直し、②輸出国での栽培地検査の対象とする病害虫及び地域・植物の見直し、③輸出国での特別な検疫措置の対象とする病害虫及び地域・植物の見直し、④植物検疫証明書（以下「検査証明書」という。）への追記方法の見直し等が実施されました。

第4次改正については、本情報第22号で改正の概要を、第23号で①植物の輸入条件を検索するためのデータベースの利用方法、②輸出国での特別な検疫措置を求める検疫有害動植物、③検査証明書への追記方法について紹介しました。今回は第3編として、平成29年5月24日から実施される輸出国での栽培地検査の対象とする病害虫及び地域・植物の見直しについて紹介します。

まず、輸出国での栽培地検査についてご説明します。この検疫措置の対象となる植物は、本来は輸入が禁止される植物ですが、輸出国の栽培地で栽培期間中に的確な検査を実施し、検査の結果、病害虫が付着していないことが確認されれば、その旨を記載した検査証明書

を添付することにより輸入できます。

栽培地検査に係る第4次改正の概要は次のとおりです。

(1) ミカンクロトゲコナジラミ、トマトキバガ（図1）、ブドウオオハリセンチュウ、ナラ類しおれ病菌等10種の病害虫が新たに対象病害虫に追加され、ばら属、みかん属、さくら属、くり属、こなら属などの栽培用に供する生植物及びトマト生果実などが対象植物に追加されました（表1）。



図1 トマトキバガ

(2) これまで栽培地検査の対象としていた18種の病害のうちスイカ果実汚斑細菌病菌やペピーノモザイクウイルスなどの9種の病害は、輸出国での特別な検疫措置の対象となります。  
(3) コロンビアネコブセンチュウなど11種の病害虫の発生地域及び対象植物が見直されました（表2）。

これら輸出国での栽培地検査が必要な病害

虫及び植物に対する新たな検疫措置は、平成29年5月24日から適用されますのでご注意ください。また、この検疫措置は栽培地で所定の検査が行われることが必要であるため、対象植物の輸入を検討される場合は、計画的な対応をご検討ください（表3）。

なお、以下に栽培地検査の対象病害虫の見直しなどに関してこれまでにお寄せいただいた主な質問を問答形式で紹介します。

表1 新たに栽培地検査が必要となる病害虫：国・植物

対象病害虫	発生地域	対象植物
<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクログコナジラミ)	フィリピン、マレーシア、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、ブラジル等	【栽培用植物（種子、果実及び地下部を除く）】 ばら属、みかん属等
<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	インド、トルコ、イタリア、オランダ、フランス、アルゼンチン、ペルー等	【生茎葉】とうがらし、トマト等 【生果実】トマト
<i>Meloidogyne enterolobii</i>	中華人民共和国（香港を除く）、南アフリカ共和国、ブラジル、メキシコ等	【栽培用に供し得る地下部】 トマト、にんじん等
<i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)	イスラエル、ギリシャ、フランス、南アフリカ共和国、チリ、オーストラリア等	【栽培用に供し得る地下部】 オリーブ、ばら属等
<i>Ceratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く）	【栽培用植物（種子及び果実を除く）】 くり属及びこなら属
<i>Apiosporina morbosus</i>	アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く）、カナダ、メキシコ	【栽培用植物（種子及び果実を除く）】 さくら属
<i>Deuterophoma tracheiphila</i>	イスラエル、トルコ、イタリア、フランス等	【栽培用植物（種子及び果実を除く）】 きんかん属、みかん属等
<i>Eutypa lata</i>	イスラエル、イタリア、ギリシャ、南アフリカ共和国、ブラジル、オーストラリア等	【栽培用植物（種子及び果実を除く）】 オリーブ、ばら属等
<i>Guignardia citricarpa</i>	南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く）、ブラジル、オーストラリア等	【栽培用植物（種子及び果実を除く）】 きんかん属、みかん属等
<i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌)	インド、エジプト、アメリカ合衆国、ペルー、メキシコ等	【栽培用植物（種子及び果実を除く）】 にれ属、ユーカリノキ属等

※ 「栽培用植物」とは、輸入後、種苗として栽培用に使用するもの。

※ 「栽培用に供し得る（地下部）」とは、消費用として輸入されたものであっても、輸入後、種苗として栽培用に使用される可能性のあるもの。

表2 対象病害虫の発生地域及び対象植物の見直し

対象病害虫	発生地域の追加 (又は削除)	対象植物の追加
<i>Meloidogyne chitwoodii</i> (コロンビアネコブセンチュウ)	フランス、メキシコ	かえて属、こまくさ属等の栽培用に供し得る地下部
<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)	-	いろはもみじ、にんじん、こまくさ属等の栽培用に供し得る地下部
<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)	-	きゅうり、とうがらし、ペポかぼちゃ等の栽培用に供し得る地下部
<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	-	トマト、なす、ばんれいし等の栽培用に供し得る地下部
<i>Phytophthora ramorum</i>	-	ノトリトカルプス・デンシフロルスの栽培用植物（種子及び果実を除く）
<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)	イラン	ささげの栽培用種子
<i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)	アルゼンチン	-
<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	カナダ	-
Broad bean stain virus (ソラマメステインウイルス)	(削除：オーストラリア)	-
Broad bean true mosaic virus (ソラマメトウルーモザイクウイルス)	(削除：オーストラリア)	-
Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス)	フィンランド	-

表3 対象病害虫の追加により従来と取扱いが変更される主な品目と国（平成25～27年に輸入検査実績があったもの）

品目	生産国	用途	栽培地検査対象病害虫
インドソケイ	タイ	苗	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクログコナジラミ)
ココヤシ	ベトナム	苗	
パッションフルーツ	中国、フィリピン	苗	
ブツウゲ	ベトナム	苗	
ムクゲ	米国	苗	
ゲッキツ属	中国	苗	
ブルメリア属	タイ、米国、スリランカ、フィリピン	苗	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクログコナジラミ) <i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ) <i>Eutypa lata</i>
バラ属	中国	苗	
バラ属	米国	苗	
アラビアコーヒー	中国	苗	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクログコナジラミ) <i>Meloidogyne enterolobii</i>
アメリカヤマボウシ (ハナミズキ)	米国	苗	<i>Eutypa lata</i>
セイヨウニワトコ	アイルランド	苗	
ミズキ属	米国	苗	<i>Meloidogyne enterolobii</i>
サネブトナツメ	中国	苗	
イロハモミジ	オランダ	苗	<i>Meloidogyne chitwoodii</i> (コロンビアネコブセンチュウ) <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)
コマクサ属	オランダ	苗	
トマト (チェリートマト)	オランダ	野菜	<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)

---

---

## 1. 植物の状態について

---

---

(質問)「栽培の用に供し得るもの」と「栽培の用に供するもの」とは違うのですか。

(回答)「栽培の用に供し得るもの」とは、栽培するために輸入するもののほか、食用、加工用などのように消費する目的で輸入されたもので、繁殖能力を持っており、輸入された状態で繁殖に用いることができる植物(切花、切枝を含む)を指します。一方、「栽培の用に供するもの」とは、栽培する目的で輸入されるものを指し、食用、加工用などのように消費する目的で輸入される植物は含みません。

(質問)組織培養体を培養容器から取り出しポット植えされた苗は、栽培地検査は必要ですか。また、無菌状態の組織培養体そのものを輸入する場合には、輸出国での栽培地検査は必要ですか。

(回答)無菌状態で育成された組織培養体を培養容器から取り出してポット植えされた苗は、栽培地検査が必要です。

また、試験管、フラスコなどの中で無菌的に培養され、かつ、それらに封入された状態のまま輸入される場合でも、対象がウイルスの場合は栽培地検査が必要となります。一方、対象が線虫、糸状菌及び細菌の場合は栽培地検査を必要としませんが、無菌的に培養及び育成されたことを確認するための説明資料が必要です。

なお、ポット植えなどの苗及び組織培養体であっても、隔離対象植物の場合は、従来どおり隔離栽培が必要です。詳しくは、植物防疫所のホームページをご覧ください。

(<http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/isyubyou/index.html>)

---

---

## 2. 再輸出された栽培地検査対象植物

---

---

(質問)栽培地検査の追記が再輸出国の検査証明書又は再輸出証明書に記載があれば輸入は認められますか。

(回答)栽培地検査は、栽培期間中に原産国の生産地で行われる検査であり、本来、再輸出国がその実施を証明するものではありません。このため、再輸出国の検査証明書の追記では

有効とは認められません。

この場合、再輸出証明書に原産国が追記を行った検査証明書又はそのコピー(再輸出国植物検疫機関により証明されたものに限る。)が添付されれば有効と認められます。

---

---

## 3. 検査証明書の追記不備による対応

---

---

(質問)栽培地検査が必要な植物に添付された検査証明書に、所定の追記がない場合の取扱いはどうなりますか。

(回答)植物防疫法第6条第2項違反となり、輸入は認められません。

(質問)検査証明書への追記がない場合、規制の対象となる植物の部位を除去することにより、輸入は認められますか。

(回答)線虫(規制部位は地下部)を対象に追記を求めている場合には、従来どおり地下部の除去により輸入が認められます。生茎葉を規制部位としている場合には、重要害虫の散逸が懸念されることから除去は認められず、廃棄又は返送となります。

---

---

## 4. プルメリアなどの苗木・穂木について

---

---

(質問)お土産用のハワイ諸島のプルメリア苗・穂木も対象になりますか。

(回答)ハワイ諸島にはミカンクロトゲコナジラミが発生しているため、この害虫が寄生するおそれのあるプルメリア属植物の苗や穂木などはお土産であっても対象となります。

なお、栽培地検査の追記がなされた検査証明書が添付されている植物に限り、持ち込みが可能です。詳しくは、植物防疫所のホームページをご覧ください。

([http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/memo/hawaii\\_plumeria.html](http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/memo/hawaii_plumeria.html))

栽培地検査に係る改正の内容につきましては、植物防疫所ホームページ「植物検疫制度の見直し」([http://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido\\_minaosi/index.html](http://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/index.html))にも掲載していますので、そちらもご確認いただくとともに、ご不明な点がございましたら、植物防疫所にご相談ください。

# 農産物の輸出促進への取組状況

## ～集荷地検査への対応～

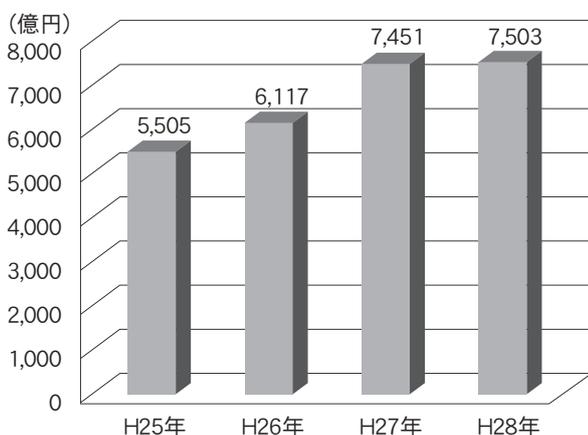
### 1. はじめに

政府は、平成28年2月から、農林水産業・地域の活力創造本部の下に設置された農林水産業の輸出力強化ワーキンググループで検討を進め、平成28年5月に、「農林水産業の輸出力強化戦略」を取りまとめました。平成27年の農林水産物・食品の輸出額が7,451億円に達し、平成28年に輸出額を7,000億円にするという中間目標を1年前倒しで達成できたことから、平成32年の輸出額1兆円目標を平成31年に修正しました（図1）。

「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく植物検疫分野での輸出促進に向けた取組は、①輸出関係者への植物検疫条件などの情報提供及び産地での病害虫対策指導、②輸出農産物の品質保持のため、栽培地や収穫後の集荷地での輸出検査、③訪日旅行者が購入するお土産農産物の受検体制の整備・構築、を行っています。

また、農産物の品目によっては、輸出できない国がありますが、これらの国に対しては、産地の要望を踏まえ、輸出解禁に係る検疫条件の交渉を行っています。

今回は、輸出促進に向けた取組の中から、集荷地検査の取組について紹介します。



(財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成)

図1 農林水産物・食品の輸出額の推移

### 2. 集荷地検査の概要

通常、輸出される農産物は、植物防疫所の検査場や海空港の倉庫内において植物防疫官による輸出検査を受けます。ただし、「植物防疫官が必要と認めるときは、当該植物の所在地において行うことができる。」と規定されていて（植物防疫法第10条）、輸出者からの申し出により品質・鮮度の維持などのために、現地での検査が必要と判断される場合は、輸出される農産物の加工工場、選果施設や市場などの集荷施設に植物防疫官が出向いて輸出検査（集荷地検査）を行っています。

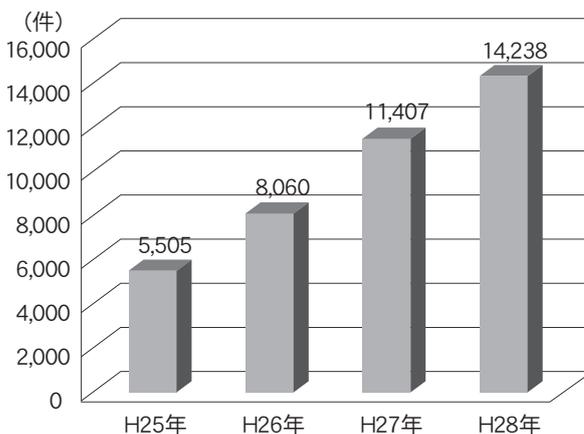
近年、保冷施設の整備や流通の効率化に伴い、こうした検査は年々増加傾向にあります（図2）。

### 3. 集荷地検査の状況

各地の特産品を積極的に輸出する動きを反映して、集荷地検査の品目は多岐にわたっています。

#### (1) 横浜植物防疫所

青森県では台湾及びベトナム向けリンゴ生果実の輸出検査を選果こん包施設で行っており、出荷のピーク時は青森県を担当する弘前出張所以外の所からも植物防疫官を派遣して



(植物検疫統計より)

図2 集荷地検査の実施件数の推移

検査に当たっています。また、埼玉県ではEU諸国向けなど盆栽・植木、千葉県では中国向けイヌマキなど植木を生産ほ場近くの集荷場で検査しています。

#### (2) 名古屋植物防疫所

愛知県では諸外国向けの草花・樹木苗や切り花を地方卸売市場で、EU諸国向けなど盆栽・植木を生産者の集荷場で行っています。

また、長野県では台湾向けレタスを農協の集荷場で検査しています。

#### (3) 神戸植物防疫所

京都府では諸外国向け種子を種苗会社の集荷地で、和歌山県では中国向け製材を和歌山港の埠頭で、徳島県ではEU諸国向けユズ、スダチなどのカンキツ類を選果こん包施設で検査しています。

#### (4) 門司植物防疫所

福岡県、熊本県、鹿児島県などでは、EU諸国、台湾及び中国向けイヌマキ、サザンカなど盆栽・植木類を集荷場で、福岡県、大分県では台湾向け生果実・野菜を産地の定温倉庫及びこん包施設で検査しています。

また、鹿児島県、宮崎県では台湾、中国向け木材を集荷場で検査しています。

#### (5) 那覇植物防疫事務所

沖縄県では、諸外国向け樹木種子などを研究機関(石垣島)などの施設で検査しています。



卸売市場での草花苗の集荷地検査（愛知県）

## 4. おわりに

集荷地検査は、野菜や果物の集荷地やこん包施設で輸出検査が受けられ、その場で輸出用保冷コンテナに積み込めることから、鮮度・品質保持のメリットだけでなく、不合格となった場合は新たな荷口で検査が可能となり、高品質の農産物を輸出することができます。

また、輸出通関で特定輸出申告制度を利用する輸出者にとっては、集荷地で通関手続きが行えることで、船積みまでの時間が短縮できるといった利点があります。

植物防疫所では、今後もより一層の輸出促進を図るため、集荷地での輸出検査に取り組んでまいります。

## 豊見城圃場における隔離検疫施設整備 (ガラス温室の更新)

海外から輸入される果樹苗木、いも類、球根類及びサトウキビなどは、海空港での輸入検査時に肉眼で発見が困難なウイルスなどに感染している可能性があり、また、輸入後は、長期間の栽培や栄養繁殖されることから病害が侵入・まん延する危険性が高い植物です。

このため、これらの植物については、国などの隔離ほ場で一定期間栽培し、ウイルス病などの感染の有無について病徴確認や接木・汁液検定のほか、遺伝子診断法などを用いて検査を行っており、このような検査を隔離検

疫と言います。

沖縄県にある那覇植物防疫事務所の豊見城圃場（敷地面積2,513㎡）は、国の隔離ほ場のひとつで、昭和62（1987）年に開場されました。

その後、年次計画により、ガラス温室4棟、ビニールハウスなどが整備され、この間、気候上の特性を活かし熱帯作物のサトウキビ、パイナップルをはじめカンキツ類の苗などの隔離検疫を実施してきました。

近年、隔離検疫対象植物の輸入増加とともに

に高度な隔離検定を行うための施設整備が急務となる一方で、平成2年に設置したガラス温室（50㎡）は手狭で老朽化も進み、植物ウイルス病の検定を行うための空調設備などに不十分な面がありました。

このため、平成27年度から2カ年計画により建て替え工事が進められ、延べ床面積の拡張と設備の充実を図り、平成29年3月末に完成し、フランス産オランダイチゴ苗などの隔離検疫を開始しました。

新温室は、鉄骨造りの片屋根式の構造（間口17.7m×奥行き5.5m、床面積97㎡）で、全ての開口部は、ウイルスなどを媒介する昆虫が侵入できない防虫網が施されています（図1）。

また、温室内は検定室7室（図2）、低温室1室に区切られ、周年にわたり一定の温度・栽培管理ができる環境となっています。

この他にも、①天窓及び側窓の温度感知式による開閉自動制御、②光熱費低減のため、内外部に遮熱ネットの設置、③水媒感染防止の観点から、鉢から流出する余剰水を回収で

きる栽培専用ベンチの設置、④検定室の増室（3室から7室）の改善を図り、多種類の隔離対象植物の受け入れが可能となりました。

今後、他の隔離ほ場と一層連携を深めるとともに、円滑かつ的確に隔離検疫を実施していくこととしています。



図1 ガラス温室の外観

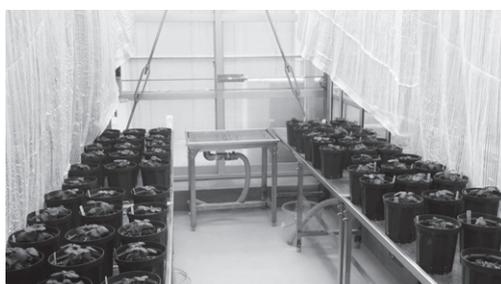


図2 検定室（オランダイチゴ苗）

## 各地の植物検疫情報

### 神戸植物防疫所本船貨物担当

#### 神戸港開港150年を祝うクルーズ船寄港と携帯品検疫状況

神戸港は慶応3（1868）年に開港し、今年は150年にあたることから、記念式典をはじめ音楽祭や国内外の帆船を誘致しての「海フェスタ」の開催など多彩な記念事業が企画されています。

記念事業の一環として、神戸市は外国籍クルーズ客船の誘致を積極的に実施し、初寄港のNorwegian Joy号をはじめ、Queen Elizabeth号の2度の寄港、神戸港を発着とするDiamond Princess号のアジアクルーズが8回予定されるなど、年間で過去最高の50隻以上の寄港が見込まれています。

神戸植物防疫所では、上海から隔週で運航されている日中定期フェリーの他、特に春から夏にかけて寄港する外航クルーズ船の携帯品検査を行っています。

一時下船客の中には、船中で提供されたオレンジなどを持ち出し、上陸される方も少なくな

いため、輸入禁止植物の写真を掲載した広報板を使用して、植物検疫を周知しています。

また、毎年開催される神戸市客船誘致協議会や神戸港CIQ・船舶代理店連絡会へ担当者が出席し、円滑で的確な植物検疫が実施できるよう協力を依頼しています。



神戸港に寄港したQueen Elizabeth号

横浜植物防疫所東京支所

## ベトナム向けナシ生果実の輸出解禁

日本産ナシの生果実は、ベトナムの植物検疫法により日本からの輸入が禁止されていましたが、ベトナムの植物検疫当局との技術的協議を重ねた結果、平成29年1月16日付けで日本から輸出できるようになりました。

主な検疫条件は、①植物防疫所による生産園地・選果こん包施設などの登録、②栽培期間中（春期及び収穫前）の栽培地での検査、③3種のシンクイガ（モモシンクイガ、リンゴコシンクイ及びナシヒメシンクイ）を対象とした検疫措置、④病害虫の識別研修を受けた選果技術員の監督のもと、登録された選果こん包施設での適切な選果及びこん包、⑤輸出検査においてベトナムが侵入を警戒する病害虫の付着が認められないことです。

平成29年3月2日、ベトナム側担当官の査察が

行われた茨城県下妻市の登録園地で収穫され、一定期間保存されていたナシ生果実（豊水）について、集荷地検査を実施し、試験的ではありますが解禁後、初めて輸出されました。

本格的な輸出に向け、茨城県をはじめ日本各地のナシ生産地でも地方農政局による説明会が行われました。平成29年度はベトナム向けナシ生果実の輸出拡大が期待されています。



ナシ輸出検査の様子

門司植物防疫所輸出検疫担当

## 大分県産ナシ生果実がカナダへ輸出

これまでカナダ向けに輸出できる日本産ナシは、鳥取県の指定園地で生産されたものに限られていました。

このため、カナダと交渉を行った結果、平成28年8月1日から、日本全国から輸出できるようになりました。併せて、果実への袋かけなど検疫条件の一部もなくなりました。さらに、9月26日からは貨物と同じ条件で、一人250kg以内、かつ15箱以内の個人消費用であれば手荷物としても輸出できるようになりました。

このような中、大分県は、11月15日に開催された「大分県食品輸出商談会inバンクーバー」に地元産地の日田市産ナシ生果実を出品しました。

輸出検査は11月13日、成田国際空港の輸出検疫カウンターで行われ、1箱・5kgが手荷物として輸出されました。

なお、ナシのこん包は、生産園地の登録やトレーサビリティに必要なこん包施設番号、園地番号、ロット番号などを表示した密閉型のこん包が用いられました。

大分県によると、食品輸出商談会では参加した卸売業者等から好評を得たこともあって、次のシーズンの輸出も考慮しており、今後の輸出拡大へ繋がるものと期待されます。



密閉型こん包への表示

# お知らせ

## 移動規制植物等に関する広報強化週間について

沖縄県全域、鹿児島県の奄美群島及びトカラ列島、東京都の小笠原諸島には、アリモドキゾウムシやカンキツグリーニング病など、農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。

これら病害虫のまん延防止のため、発生地域からの病害虫やその寄主植物であるサツマイモやカンキツ類の苗木などの移動が植物防疫法によって規制されています。植物防疫所では、これらの持ち出しが行われないよう、港や空港において取締りを行っています。

また、ゴールデンウィークや年末年始など旅行シーズンにあわせて「広報強化週間」を年3回設定し、全国一斉に重点的な周知活動を展開しています。

広報強化週間中は、旅行者の皆様へ植物検疫のリーフレットを配布するほか、生産者や旅行

業者、関係団体の方々へポスターやチラシを配布します。引き続き、病害虫のまん延防止のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成29年度の移動規制植物等に関する  
広報強化週間

第1回 平成29年4月24～28日

第2回 平成29年7月10～14日

第3回 平成29年12月18～22日

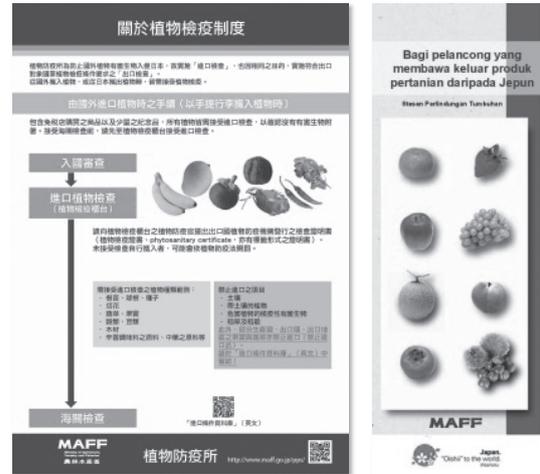


## 植物検疫制度に関する情報を多言語でお知らせしています

植物防疫所では、海外からの旅行者や留学生、研修生の方々に植物検疫制度を広くお知らせするために、各種リーフレットやホームページで多言語での情報提供を行っています。このたび、これまでの英・中・仏など9か国語に加え、新たにマレー語のコンテンツ及びリーフレットを作成しました。植物類を海外から日本へ持ち込む際や、日本から海外へ持ち出す際の手続きや規制などをお知らせする内容となっています。ぜひご活用ください。

多言語コンテンツはホームページ上部の「Other Languages」

([http://www.maff.go.jp/pps/j/information/language\\_top.html](http://www.maff.go.jp/pps/j/information/language_top.html)) からご利用いただけます。



各種リーフレット

## 最新情報 ▶▶ 植物防疫所のホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。 平成29年4月24日現在

関係情報  
改正

- (輸入)「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」が一部改正されました(平成29年4月12日)
- (輸出)マレーシアの各国の輸入規則等詳細情報、品目別検疫条件一覧表(貨物、携帯品、郵便物)、輸出条件見直しを更新しました(平成29年3月31日)
- (輸入)旅行者向けひとくちメモ「ハワイ諸島・東南アジア島へ旅行される方へ(プルメリア苗・穂木)」を掲載しました(平成29年3月24日)
- (輸入)「オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」が改正されました(平成29年3月6日)  
主な改正内容は、輸出検査の確認方法、厳冬期の植物検疫証明書の発行停止期間、輸出植物検疫終了の表示等の変更です。

関係情報  
植物  
検疫

- 植物等の移動規制に関する広報強化週間を4月24日(月曜日)から4月28日(金曜日)の間、実施します(平成29年4月24日)
- 情報誌「植物防疫所病害虫情報」のバックナンバー(No.1～No.81)を掲載しました(平成29年4月12日)
- 「カルタヘナ法に基づく栽培用種子等の輸入時の検査について」を掲載しました(平成29年4月1日)
- 「植物検疫のお知らせ」のマレー語のコンテンツを公開しました(平成29年3月9日)